

(様式第2号)

## 飼育動物診療施設届出事項変更届

年 月 日

茨城県知事

殿

開設者 住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地及びその名称)

診療施設届出事項を変更したので、獣医療法第3条に基づき下記のとおり届け出  
ます。

記

### 1 診療施設の名称及び開設場所

名 称

開設場所

### 2 変更年月日

年 月 日

### 3 変更事項

(1) 変更項目

(2) 変更内容 変更前

変更後

## 【注意事項】

- 1 この届出は、診療施設の開設届出事項に変更が生じた後 10 日以内に行うこと。
- 2 変更事項は、以下の①～⑨の中から該当項目を選択の上、(1)に記載し、変更前と変更後の内容について(2)に記載すること。
  - ① 開設者の住所及び氏名
  - ② 診療施設の名称
  - ③ 住居表示の変更
  - ④ 診療施設の構造設備
  - ⑤ 管理者の氏名及び住所
  - ⑥ 診療業務を行う獣医師の変更
  - ⑦ 診療業務の種類
  - ⑧ 法人の定款
  - ⑨ 放射線診療装置関係

なお、変更項目が④の場合は診療施設の平面図の写しを、⑤又は⑥の場合は獣医師免許証の写しを添付すること（要原本確認）。

また複数の施設で管理者を行う場合は⑤を選び、施設毎の診療日等を記載する。

- 3 放射線診療装置関係の変更事項は、次のものを指す。
  - (1)放射線診療装置等の新規導入・更新・廃止
  - (2)放射線診療装置使用室の構造設備の変更
  - (3)予防措置の変更
  - (4)放射線診療に従事する獣医師、放射線取扱主任者及び放射線管理責任者の変更
- 4 放射線診療装置関係の変更の場合、様式第5号の1～6のいずれかを添付すること。